

災害時外国人支援助成事業実施要綱

(目的)

第1条 公益財団法人兵庫県国際交流協会（以下「県協会」という。）は、災害時に支援が必要となる外国人住民や、外国人住民支援者への防災・減災の普及啓発活動を支援するため、兵庫県内に所在する団体が市町と連携して実施する各種事業（以下「連携事業」という。）に対して助成金を交付するものとし、その交付について必要な事項をこの要綱に定める。

(助成金の交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者（以下「助成対象者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) ひょうご国際交流団体連絡協議会の会員及び準会員
- (2) 日本語教室や外国人生活支援団体等、兵庫県内に所在し、営利を目的とせず、国際交流活動や多文化共生に向けた活動に継続的に取り組む国際交流関連団体

(助成金の交付対象事業)

第3条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、助成対象者が市町と連携し、交付決定日から翌年3月31日までに実施する次の事業とする。

- (1) 災害時の外国人支援に係る研修事業
 - (2) 避難所訓練事業
 - (3) 多言語支援センター設置訓練事業
 - (4) 在住外国人の母語でのツール作成事業
 - (5) その他、当事業の目的に合致する事業
- 2 次のいずれかに該当する連携事業は交付対象にしない。
- (1) 兵庫県若しくは、資金、事業等において兵庫県と密接な関係を有する団体が実施する助成又は補助を受けることのできる事業
 - (2) 事業の効果が特定の個人等のみにも帰属する事業
 - (3) 専ら営利のみを目的とし、公益性を欠く事業
 - (4) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業
 - (5) 金品の譲渡、贈与、寄付等を目的とする事業
 - (6) 人の派遣又は他国への訪問を目的とする事業
 - (7) 物品・教材の広報・販売・勧誘につながる事業

(助成金の額)

第4条 助成金の金額は、一会計年度に一助成対象者あたり100千円を限度とし、理事長が予算の範囲内で必要と認めた額とする。ただし、千円未満の額は切り捨てる。

(助成事業の募集)

第5条 助成事業の募集は、県協会が定める期間とし、公募により行う。助成金の交付を受けようとする助成対象者は、災害時外国人支援助成事業助成金交付申請書（様式第1号）を事業計画書（様式第2号）及び連携実施確認書（様式第2号（別紙））とともに県協会理事長（以下「理事長」という。）に、その指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 助成事業への応募は、一会計年度に一助成対象者あたり一事業のみとする。
- 3 助成の交付は一事業あたり一回とし、助成を受けた事業は、次会計年度以降は助成対象外とする。

(助成事業の決定及び通知)

第6条 理事長は、前条の規定に基づく申請書の提出があった事業について、県協会で審査し、助成事業及び助成金額を決定し、その結果を通知書（様式第3号又は第4号）により申請者に通知するとともに、助成した助成対象者、内容等を公表することができる。

(実績報告)

第7条 助成金交付決定の通知を受けた者は、助成事業終了後30日以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日に、災害時外国人支援助成事業実績報告書（様式第5号）及び事業実績内容（様式第6号）を理事長に提出しなければならない。

(額の確定)

第8条 理事長は前条の規定に基づき実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じ行う現地調査等により当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成額を確定し、助成金額確定通知書（様式第7号）により当該助成団体に通知する。

2 理事長は、確定した助成金額が、交付決定額（様式第3号）と同額であるときは、前号の規定にある通知を省略することができる。

(助成金の請求・交付)

第9条 前条の規定で確定した額の通知を受けた者は、助成金交付請求書（様式8号）により、理事長へ請求する。

2 前項の請求があったときは、理事長は助成金を速やかに交付する。

(交付決定の取消し)

第10条 理事長は、助成金交付決定の通知を受けた者が次の各号の一つに該当すると認めたときは、取消決定通知書（様式第9号）により当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すと同時に期限を定めてその返還を求めることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付対象業について、関連団体と市町と連携が解消されたとき。
- (3) 助成金を、当該助成事業以外の用途に使用したとき。
- (4) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けたとき。
- (6) 暴力団等であるとき。

(計画変更の承認)

第11条 助成金交付決定の通知を受けた者は、災害時外国人支援助成事業助成金交付申請書に記載した事項について変更しようとするときは、事業変更計画書（様式第10号）により予め理事長の承認を得なければならない。

2 理事長は、前項による報告があったときは、変更内容を審査し、その結果を通知書（様式第11号又は第12号）により通知する。

(辞退)

第12条 助成金交付決定の通知を受けた後、何らかの事情により、交付決定を受けた事業の実施が困難となった場合は、事業中止の決定から30日以内に助成金辞退届（様式第13号）を提出しなければならない。

(事業実施への協力等)

第13条 助成金交付決定の通知を受けた者は、助成事業の実施に当たっては、県協会から助成を受けている旨をポスター・印刷物等に明記しなければならない。

なお、記載に当たり、事前に記載案を県協会に提示の上、了解を得なければならない。

2 助成金交付決定の通知を受けた者は、助成事業の実施に当たって必要がある場合、各種情報の提供等の便宜供与を県協会に求めることができる。

(事業成果の公表)

第14条 この助成事業における交付申請書、事業実績報告書などにより、県協会が知りえた事柄は、この助成事業の必要な範囲において、県協会が公表できる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月30日から施行する。
- 2 この要綱は、令和元年8月6日から施行する。
- 3 この要綱は、令和2年6月12日から施行する。
- 4 この要綱は、令和4年4月26日から施行する。

(別表)

1 事業助成対象経費

区 分	経費の種類
謝 金	外部者（講師・通訳等）への謝金
旅 費	交通費、通行料、宿泊費 ただし、人の派遣、他国への訪問に係るものを除く
需 用 費	印刷製本費、コピー代、消耗品等
役 務 費	通信運搬費、広告料、手数料、保険料、会場設営費等
委 託 費	調査・研究等の委託料
使 用 料	会場使用料、活動に必要とされる機器・機材・車両の借上料
その他の経費	その他理事長が適当と認める経費

2 事業助成対象経費とならないもの

- (1) 団体の運営維持のために要する経費、飲食に要する経費、団体の構成員・活動スタッフ等に対する人件費、備品購入費等の団体の資産形成に係る費用
- (2) 領収書がない等使途が不明な経費